

No. 20

制 度 名	教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）	主管課名	保健体育課・保健安全 G		
		問合せ先	029-301-5349		
目的・趣旨	むし歯予防に効果があるフッ化物洗口について、教員業務支援員配置に係る経費を補助することにより、就学前から小学校段階における継続的な実施を推進する。				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] 小学校口腔衛生推進事業</p> <p>[補助要件等] ・補助対象 1～3年生までの3学年でフッ化物洗口を実施する小学校 ・事業内容 教員業務支援員の配置に係る経費の補助（1校あたり1名）</p> <p>[対象経費] 報酬、期末勤勉手当</p> <p>[補助限度額等] 補助上限は、1,121円/時間又は茨城県最低賃金（時間額）いずれか高い額。 月給制の場合も時給換算で1,121円/時間又は茨城県最低賃金（時間額）を上限</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
		2/9	4/9	1/3	-
[令和8年度当初予算額] 60,800千円		[令和8年度補助対象団体] 令和8年4月頃決定予定			
[備考] フッ化物洗口に係る薬剤費等は、厚生労働省補助事業（8020 運動・口腔保健推進事業）を活用する。					